

# 第 I 編 フロン類算定漏えい量の報告・公表制度の解説

## 1. 制度の概要

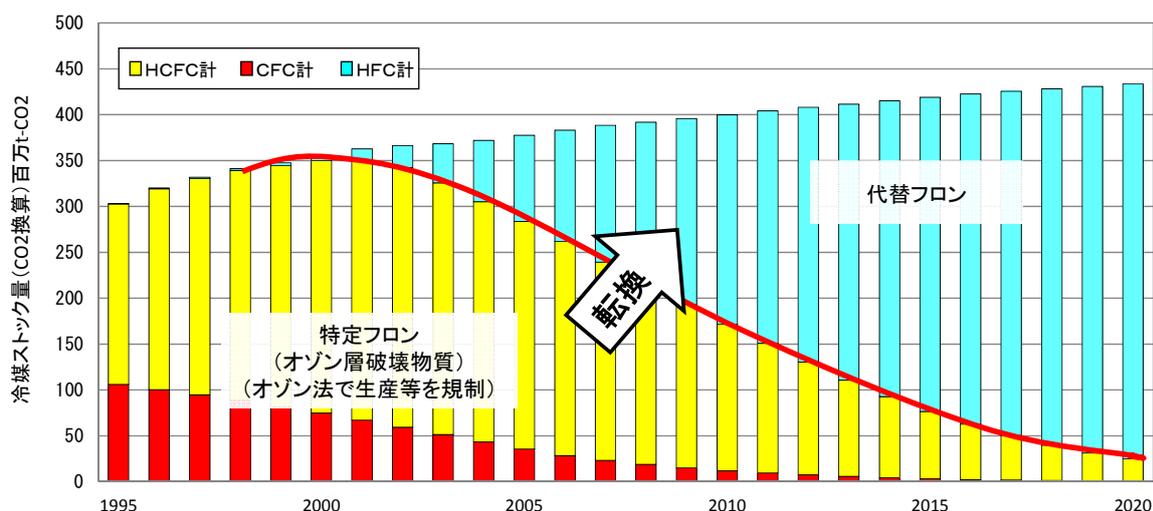
ここでは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）とフロン類算定漏えい量の報告・公表制度の背景及び概要を示します。

### 1.1 フロン排出抑制法の概要

#### (1) 背景

モントリオール議定書とオゾン層保護法に基づくフロン類の生産規制や現行のフロン回収・破壊法の回収・破壊規制等の対策によりオゾン層破壊効果を持つフロン類（CFC 及び HCFC）はこれまで着実に削減してきました。しかし、2000 年代以降、冷凍空調機器の冷媒として用いられるフロン類について、特定フロンから代替フロン（HFC（ハイドロフルオロカーボン））への転換が進んでおり、冷媒としての市中ストックは増加傾向にあります。このため、高い温室効果を持つフロン類の排出量が急増しており、10 年後には現在の 2 倍以上となる見通しです。また、現行のフロン回収・破壊法によるフロン廃棄時回収率は 3 割と低いまま推移しています。加えて、近年になり、機器使用時の漏えいも従来考えられていたより大幅に大きいことが判明しました。また、国際的にも規制強化の動きが出ています。

こうした背景から、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策をとることとしました。このため、法律が改正され、フロン回収・破壊法の一部を改正する法律が平成 25 年 6 月に公布され、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）として、平成 27 年 4 月より全面施行されます。



(BAU : Business As Usual ※フロン分野の排出推計においては、現状の対策を継続した場合の推計を示す。)

出典：実績は政府発表値。2020 年予測は、冷凍空調機器出荷台数（日本冷凍空調工業会）、使用時漏えい係数、廃棄係数、回収実績等から経済産業省試算。

図 I - 1 - 1 冷凍空調機器における冷媒の市中ストック（BAU 推計）



**(3) 冷凍空調機器ユーザー（流通業界等）**

定期点検によるフロン類の漏えい防止、漏えい量の年次報告・公表

**(4) その他**

登録業者による充填、許可業者による再生、再生/破壊証明書の交付等

本マニュアルが対象とする第一種特定製品の管理者<sup>2</sup>（主に業務用冷凍空調機器ユーザー）に関する制度としては、定期点検等を定めた「判断基準」の遵守、漏えい量の年次報告・公表（本制度）、フロン類充填時の登録業者への委託義務が導入されました。なお、フロン類の回収に関する各種規定については、基本的に従前どおりですが、充填回収業者に対して整備時充填の際に回収証明書の交付が義務付けられること、従来の破壊業に加えて再生業も許可制となること、再生証明書・破壊証明書が再生業者・破壊業者から交付され、回付されてくることなど、いくつか留意点があります。詳細は別途策定する運用の手引きをご参照下さい。

## 1.2 フロン類算定漏えい量報告・公表制度の概要

### (1) 背景

フロン類の使用時漏えいを抑制するためには、自らが管理する第一種特定製品からのフロン類の漏えい量を把握することが重要です。これを把握してはじめて、漏えい抑制対策を立案し、実施し、対策の効果を漏えい量によりチェックし、新たな対策を策定して実行するという PDCA サイクルを通じた事業活動の管理が可能となります。また、情報の公開は、事業者と消費者、投資家、住民、NGO 等のステークホルダーとの間のコミュニケーションや外部評価を促し、環境に配慮した事業活動の発展に資するものです。

このため、フロン類の漏えい量を算定し、一定以上の漏えい量を生じさせた場合、管理する第一種特定製品からのフロン類算定漏えい量の事業所管大臣への報告を求め、国が公表することとしました。

### (2) 制度の概要

制度の概要は次のとおりです。

<sup>2</sup> フロン排出抑制法第二条第 8 項で「フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する責任を有する者」と定義しています。管理者の定義の方法について詳しくは第 II 編を参照ください。

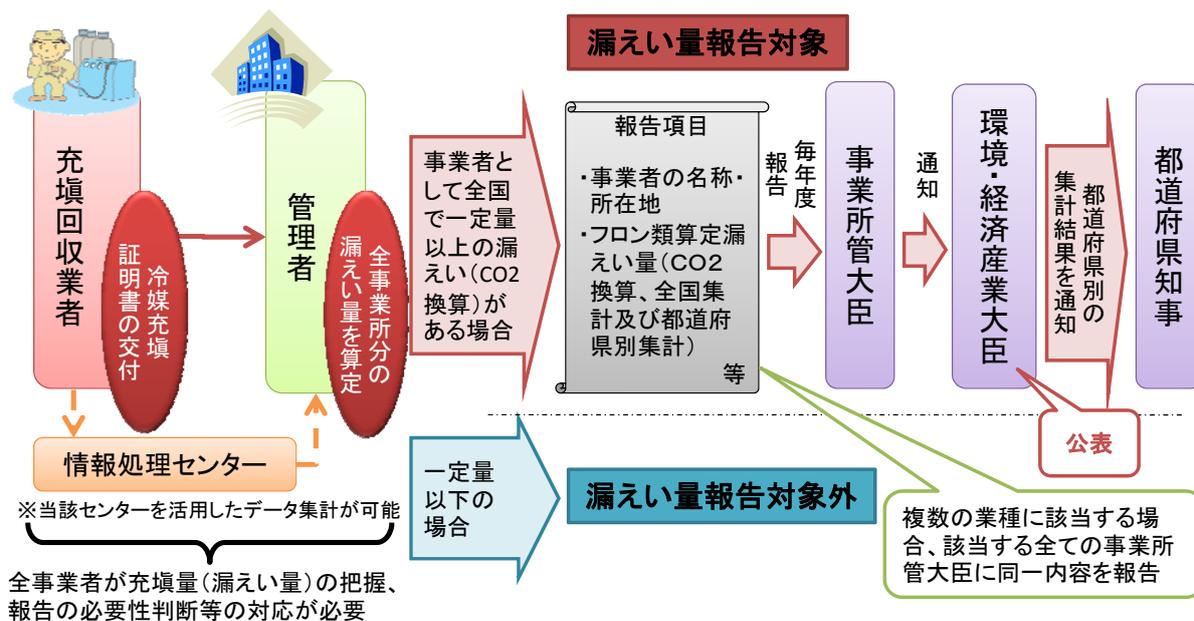


図 I - 1 - 4 フロン類算定漏えい量報告・公表制度の概要

- ① 第一種特定製品の管理者は機器の冷媒の充填をした場合、充填回収業者から充填・回収証明書（次頁参照）の交付を受け、それに基づき事業者・フランチャイズチェーン単位でフロン類の漏えい量を算定します。
- ② 算定の結果、事業者全体で 1,000t-CO<sub>2</sub> 以上の漏えいがあった場合（以下「特定漏えい者」といいます。）には、国（事業所管大臣）に報告します。その際、1,000t-CO<sub>2</sub> 以上のフロン類の漏えいがある事業所（以下「特定事業所」といいます。）を有する場合には、事業者・フランチャイズチェーン単位の漏えい量の内訳として、特定事業所の漏えい量を併せて報告します。
- ③ 特定漏えい者から報告を受けた事業所管大臣は報告内容を環境・経済産業大臣に通知します。また、情報開示請求を受けた場合には、情報を開示します。
- ④ 環境・経済産業大臣は漏えい量を集計し、公表します。あわせて、都道府県に当該都道府県ごとの漏えい量を通知します。また、情報開示請求を受けた場合には、情報を開示します。

< 充填・回収証明書とは >

充填・回収証明書とは、フロン排出抑制法第 37 条及び第 39 条に基づいて、都道府県に登録したフロン類充填回収業者が、第一種特定製品に冷媒を充填あるいは回収した際に管理者に交付することが義務付けられているものです。充填・回収証明書には以下の記載事項が記されますが、特定の様式は定められておりません。充填・回収が行われてから 30 日以内に管理者へ交付されます。なお、管理者自らが充填・回収する場合にも都道府県にフロン類充填回収業者として登録するとともに、充填・回収証明書の交付が必要です。

- ① 整備を発注した第一種特定製品の管理者（当該管理者が第一種フロン類充填回収業者である場合であって、かつ、当該管理者が自らフロン類を充填（回収）した場合を含む。）の氏名又は名称及び住所
- ② フロン類を充填（回収）した第一種特定製品の所在（具体的な店舗の住所等の設置場所が特定できる情報）
- ③ フロン類を充填（回収）した第一種特定製品が特定できる情報（機器番号その他製品の識別が可能な番号等）
- ④ 充填（回収）した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- ⑤ 当該証明書の交付年月日
- ⑥ 充填（回収）した年月日
- ⑦ フロン類を充填（回収）した第一種特定製品ごとに、充填したフロン類の種類（冷媒番号区分の別）ごとの量
- ⑧ 当該第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別（※充填証明書のみの記載事項）

また、充填・回収証明書を管理者に交付する代わりに充填回収業者が情報処理センターへウェブサイトを通じて電子的に上記の情報を登録することもできます（充填・回収後 20 日以内）。フロン排出抑制法の第 38 条及び第 40 条に従って情報処理センターへの登録がなされれば、管理者に充填・回収証明書は発行されませんが、情報処理センターで集約された漏えい量に関する情報が情報処理センターから管理者に通知されます。

(3) 他の制度との関係

報告の対象となるフロン類は温室効果ガスですが、温室効果ガスの排出量を報告する制度として他に温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度があります。同制度でも HFC の排出量を報告対象としていますが、次のように報告対象とする活動の種類や報告対象者の判断基準が異なります。また、報告の対象となるフロン類のうち CFC と HCFC はオゾン層破壊物質ですが、オゾン層破壊物質を報告（届出）する制度として他に化学物質排出移動量届出制度（PRTR 制度）があります。同制度でも CFC と HCFC を届出対象としていますが、次のように届出対象と

## 第 I 編 フロン類算定漏えい量の報告・公表制度の解説

する活動の種類や届出対象者の判断基準が異なっています。これらの制度は独立して運用されるため、算定の結果それぞれに該当する場合には、個別に国に報告（届出）するようにして下さい。

**表 I-1-1 フロン類算定漏えい量報告・公表制度と類似制度との比較**

区分	フロン類算定漏えい量 報告・公表制度 (フロン排出抑制法)	参考) 温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度 (地球温暖化対策推進法) ※フロン類関係のみ	参考) 化学物質排出移動量届出 制度 (PRTR 制度) (化学物質把握管理促進法) ※フロン類関係のみ
算定対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フロン類 (CFC、HCFC、HFC)</li> <li>・冷媒の使用時漏えい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HFC</li> <li>・業務用冷凍空調機の製造、使用開始、整備、廃棄時排出 (その他家庭用冷蔵庫等でも対象あり。また PFC も算定対象に含むが冷媒は対象外。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CFC、HCFC</li> <li>・大気中への排出及び廃棄物移動</li> </ul>
報告対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フロン類算定漏えい量 1,000t-CO<sub>2</sub>/年以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HFC 排出量 3,000t-CO<sub>2</sub>/年以上</li> <li>※従業員 21 名以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質ごとの取扱量 1t/年以上</li> <li>※従業員 21 名以上、業種指定 (24 業種)</li> </ul>
報告内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フロン類の種類別都道府県別年間 (年度) 漏えい量 (該当する場合には事業所別フロン類の種類別年間漏えい量) (必須)</li> <li>・その他関連情報 (任意)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HFC の年間排出量 (該当する場合には事業所別年間 (暦年) 排出量) (必須)</li> <li>・その他関連情報 (任意)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質ごとの年間 (年度) 排出量、移動量 (必須)</li> </ul>
報告方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所管大臣へ報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所管大臣へ報告</li> <li>※省庁により地方支分部局が受理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県知事経由で事業所管大臣へ報告</li> </ul>
集計方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス種類別：事業者及び特定事業所の冷媒番号ごと</li> <li>・事業者別：事業者全体及び特定事業所</li> <li>・業種別：事業者及び特定事業所を単一業種に割り当て合算</li> <li>・都道府県別：事業者及び特定事業所の都道府県別報告の合算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス種類別：事業者の 6 ガスごと</li> <li>・事業者別：事業者全体</li> <li>・業種別：事業者全体の業種別報告の合算</li> <li>・都道府県別：事業所所在地での合算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質種類別：化学物質種類ごと</li> <li>・業種別：事業所を単一業種に割り当て合算</li> <li>・都道府県別：事業所所在地での合算</li> <li>※上記の他、都道府県及び業種別、業種及び従業員数別、都道府県・業種及び従業員数別にも集計</li> </ul>
公表方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集計結果 (文書、Excel 表等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集計結果 (文書、Excel 表)</li> <li>・権利利益保護請求により認められた場合には当該情報は秘匿</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集計結果 (文書、Excel 表、グラフ、地図上表示※)</li> <li>※個別事業所データ</li> <li>・秘密請求により認められた場合には当該情報は秘匿</li> </ul>
開示方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所別データ (ファイル記録事項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所別データ (ファイル記録事項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所別データ (ファイル記録事項)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県への通知あり</li> </ul>		

注) PRTR 制度では、報告ではなく届出。

### (4) 雑則

フロン排出抑制法により漏えい量の報告を義務づけられた事業者が、報告を行わなかった場合あるいは虚偽の報告を行った場合は、フロン排出抑制法により 10 万円以下の過料が科せられます。